（令和８年度）第２回　個人住民税検討会議事概要

１　日　時 令和８年７月 17 日(金)14 時 00 分～16 時 00 分

２　場　所 総務省１階　低層棟102会議室

３　出席者 林座長、魚住構成員（代理出席）、神山構成員、小西構成員、
齊藤構成員、坂巻構成員、佐藤構成員、宍戸構成員、
柴田構成員、末吉構成員、鴇田構成員
藤原構成員、宮澤構成員、山口構成員（代理出席）

４　議事次第
（１）開会
（２）地方団体へのヒアリング
（３）閉会

５　議事の経過
議題「地方団体へのヒアリング」に関して、個人住民税の基礎控除等の引上げに関して、さいたま市、毛呂山町から説明を聴取し、その後意見交換が行われた。

（１）さいたま市からの説明概要
(財政上の懸念について)
・ 令和７年度の市税決算額のうち個人住民税は市税全体の約５割を占める。定額減税の影響はあるものの、個人所得の増加や納税義務者数の増加により、約１割の増加となっている。

・ 基礎控除の引上げについては、仮に１万円引き上げた場合、約５億 7,000 万円の減収が見込まれる。個人住民税の税収は増加している一方、物価高騰の影響により、教育や子育て支援など住民に身近な行政サービスに係る歳出も増加していることから、基礎控除等を引き上げる際には代替財源の確保が必要となるのではないか。

(システム改修、事務負担について)
・ 税システムの改修には、多額の経費が必要となるだけでなく、検証を行う

ための職員の事務負担も大きくなる。基礎控除や非課税限度額のような影響範囲の広いシステム改修を行う際には、システム改修費用への何らかの財源措置を講じていただきたい。

・ 基礎控除の引上げを令和９年度税制改正で決定し、令和９年度課税から実施することはスケジュールの面で非常にタイトであり、システム改修に携わる職員の事務負担も大きくなる。十分なシステム改修期間と検証期間を確保するため、令和９年度税制改正は令和１０年度課税から適用することとしていただきたい。

・ 基礎控除や非課税限度額の引上げに当たっては、市民からの問合せに対応する必要がある。市民にとって分かりやすい簡素な税制としていただきたい。

（他制度への影響について）

・ 前提として、低所得者支援を行う際の低所得者とはすなわち住民税非課税者であるというのが福祉分野における認識。地方団体が最も把握しやすく、恐らく全団体同様の認識であると思料。

・ 社会保険料負担の抑制が課題とされている中、住民税の非課税者が増える改正は、保険料は増加する方向に働き逆行することも危惧される。例えば、介護保険料は、非課税の場合、基準額以下の保険料負担となるが、給付に必要な額を保険者全体で分けて負担するので、住民税の非課税ラインを引き上げて所得税並みになった場合、基準額の引上げや課税者の保険料割合を高くしない制度が維持できないと見込まれる。

・ 利用者負担の軽減においても住民税非課税が要件とされており、非課税者が増加することにより給付費の増加が見込まれる。

・ 基礎控除が上がると、年金収入だけであれば非課税だが、それ以外の収入があれば課税になる層が増加していくものと見込まれる。若い就労者に地元で従事していただけないため、高齢者に活躍していただくことで地元の産業を維持することを期待しているが、非課税の枠が年金とそれ以外の収入のラインにはまってしまうと、働き控えが発生するものと考えられる。

・ その他、市独自でさまざまなサービスを低所得者限定で実施しているが、

給付対象者が増加する一方、市税収入は減少することから、サービスの維持が困難となるおそれがある。

（２）毛呂山町からの説明概要

（基礎控除等の引上げの考え方）

・ 個人住民税は地域社会の費用を広く分担する「地域社会の会費」的性格を持つ地方の基幹税目である。所得の再分配を主眼とする所得税とは、制度の目的も性格も異なる。所得税の見直しをそのまま個人住民税に反映させるべきではないと考える。

・ 令和８年度当初予算において個人住民税は町税の約４割、歳入全体の約１割を占めている。仮に令和８年度課税ベースで基礎控除を２万円引き上げた場合、約 3,000 万円の減収が見込まれる。これは、町独自の主要事業である少子化対策事業が実施できなくなる規模。所得税と同様に物価上昇に自動的に連動して基礎控除を引き上げる仕組みを個人住民税に導入することについては、慎重に検討されるべきではないか。

・ また、基礎控除の引上げは毎年度続く減収となる。物価に連動する仕組みであれば、物価上昇のたびに減収が積み上がっていく。予見不可能な減収の累積は、財政運営上、極めて深刻な問題になるものと考えている。

（基礎控除の特例について）

・ 所得税の基礎控除の特例は、年収の壁対策、物価高対策という国政上の政策判断に基づく措置であり、個人住民税の「地域社会の会費」的性格から見るとその目的は全く異なる。

・ 時限措置を組み込めば、制度の安定性や簡素性が損なわれる。基礎控除一律２万円引上げで約 3,000 万円の減収となる見込みであるが、これに加えて収入区分に応じた上乗せまで適用される場合は、さらに大きく、かつ変動的な減収となる。

・ 給与収入の区分に応じた複雑な上乗せ計算は、限られた職員で賦課徴収を行っている本町にとって、システム改修への対応や住民への説明機会の増加など、大きな事務負担増が見込まれる。

・ 国が政策的に負担軽減を図るのであれば、国税である所得税の制度の中で

完結させることが望ましく、個人住民税で対応すべきものではないと考える。

（非課税限度額の引上げについて）

・ 生活保護基準程度の所得の世帯をできる限り非課税とするという趣旨の制度で、低所得者への配慮という点では、住民税の性格とも両立する。非課税限度額の引上げは物価上昇への対応としては、基礎控除の一律引上げよりも合理的な選択肢ではないか。

・ 過去の生活保護基準の見直しの際は、非課税限度額を直ちには連動させず据え置いた経緯がある。これは、非課税から課税となった場合の急激な負担増や、非課税限度額を基準とする医療・介護などの他制度への波及を避けるための慎重な配慮であったと捉えている。非課税限度額の見直しについては、生活保護基準の動向を勘案しつつも、生活保護基準との機械的な連動には慎重であるべきであり、非課税から課税となった場合の急激な負担増や他制度の影響も含めて総合的に判断すべきではないか。

（引上げの頻度について）

・ 引上げの頻度は２年毎といった頻繁な変更は賦課事務の複雑化や問合せ対応の増加を招くものと推測される。基礎控除額が変動するたびに、課税資料の判定ロジックや計算式の確認が必要となる。また、例えば、過年度分の課税が発生した場合などに課税誤りのリスクが高まり、住民の行政に対する信頼を損ねる可能性も高まる。３年や５年に一度といった長期のスパンの方が事務の平準化の観点から現実的。

・ 多くの自治体が同一時期に改修を行うため、ベンダー側のリソース不足による遅延、改修費用上昇のリスクも高まるものと推測される。個別の問合せが増加し限られた人員での対応が困難になるおそれがある。

（システム改修に関する懸念）

・ システム改修費は、改修の頻度が高くなるほど財政負担が大きくなる。本町においては、基礎控除の変動に関するシステム改修はその都度必要になる。２年といった短いサイクルでの改修は、財政負担が大きくなるだけではなく、ベンダーからの改修コストも押し上げる可能性ある。

・ システムへの影響を最小限にするため、定額での引上げのように、要件を

簡素化するべきではないか。

・ また、システム改修に伴う財源措置も必要。

（自治体の財政運営に及ぼす影響）

・ 基幹税である個人住民税の税収減は、単なる数値上の減少にとどまらず、基礎自治体としての機能を弱体化させるおそれがある。基礎控除の引上げは、確実に納税者数を減少させ、所得割の税収を押し下げる。特に本町のように規模が小さい自治体では、安定財源である個人住民税の減少が歳入全体に及ぼす影響は非常に大きい。

・ 国の政策として基礎控除額を変更するのであれば、減収分は地方特例交付金等により、地方交付税とは別枠で確実に全額補填するなどの仕組みが不可欠であるが、そもそも自主財源が依存財源となること自体、地方自治の観点から望ましいものではない。

・ 少子高齢化の進行による社会保障費の増加、人口減少による個人住民税の減収が見込まれる中、恒久的な税収減は地方自治体の持続可能性を揺るがす懸念がある。

（他制度への影響について）

・ 障害福祉サービスは非課税世帯や低所得者に手厚いサービスを実施している。基礎控除額の引上げによる非課税世帯の増加や低所得者の負担区分の変更により、給付対象者が増加し、町の財政支出が増加することとなる。

・ 所得が把握できない場合、上位区分で仮決定しその後、申告勧奨・差額還付という事務フローとなることが考えられる。住民税の申告不要層が増加することにより、本来低所得である利用者に一時的な経済的負担を強いることとなり、サービス利用の抑制につながるおそれがある。

（３）意見交換

・ 前提として、基礎控除を引き上げるべき状況であれば、そもそも一人当たりの個人住民税額自体が増えている状況ではないか。物価だけ上がって賃金が上がらないということもあるかもしれないが、基本的には物価の後追いで賃金も上がっていくとすると、基礎控除の引上げ分だけ自治体の税収が減るという説明だけでは、住民税の税収の全体像が見えなく

なってしまう。

・ システム改修の負担については悩ましい問題。自治体システムの標準化が進めば、システム改修に係る作業量や負担は減るのか。

⇒標準化対応後のシステム改修については、国の標準仕様書に基づいたパッケージを導入したとしても、他の業務システムとの接続等のテストに費用がかかるなど、システム標準化をしたからといって、追加的な費用がかからないということでは決してない。

・ 賃上げにより地方税収は伸びている状況で、物価上昇に応じて基礎控除の持っている意味が減っていると考えられる。しかし、今の地方財政の状況を見たときに、所得税と同じ基礎控除の引上げを後追いで行うこともできないと考えられる。

・ 個人住民税は比例税率であり、ブラケットクリープが起こらないことや、基礎控除額が目減りすることで経済的、実質的に課税対象じゃなかった人が課税対象になるという問題については、非課税限度額を適切に設定することで対応可能と考えると、基礎控除額の目減りを制度に反映させないというロジックも考えうるか。

・ 個人住民税の減収は地方交付税にも反映され、ある程度吸収されるのではないか。

・ 個人住民税の基礎控除の引上げが国の景気対策の一環として行うものなのであれば、令和６年度に実施した定額減税のときのように補填が必要になるのではないか。また、基礎控除の引上げの際には各自治体でシステム改修が必要であり、非常に大きな影響があるので、慎重に議論すべきではないか。

・ 基礎控除はひとり親控除や配偶者控除などと違い、全員にかかわるものであり、1 万円変わればある程度の税収が減る。どれだけの規模でこれが実行されるのかが見えない中、引上げ幅によってはインパクトが大きすぎるといったことにならないか危惧している。

・ システム改修の負担について、個人住民税制度自体が複雑になっていることも一因ではないか。もともとのシステムがかなり複雑なところに新

たに改正を行うとテストや検証が相当程度必要になる。例えば平成１９年度に導入された調整控除は、導入当時の所得税との控除差を埋めるためのものであるが、令和７年分の所得からは所得税の基礎控除が上がり制度の前提が崩れてしまっている。今後、住民税の基礎控除も変わることになれば、もはや調整控除の前提となる制度の原型をとどめず、平成１９年度の控除差でこの調整控除が計算されているといった説明をしなければならない。もともとの個人住民税制度自体をよりシンプルにしていれば、その後の改正が加わったとしても、テストや検証は楽になるのではないか。

・ 基礎控除を引上げれば、恩恵を受けるべきだと思われる人が新たに福祉サービスの対象になるという理解で正しいか。これは包摂されるべき人がサービスを受給できるようになるので自治体としては良いことであると捉えているのか。

⇒非課税者が増えることによって、新たに福祉制度の恩恵を受けられる人が増えるというのは間違いのない。非課税者に対するサービスは多くあるので、費用負担が増大し、保険料等を上げていく必要があるというところまでは言えるのではないか。

・ 基礎控除の引上げをした場合、問合せ件数の増加など、様々なコストがかかることを知れたことは大変勉強になった。システム改修に関して、基礎控除の増減ならば改修しやすい、１万円などシンプルな額の引上げであれば改修コストが抑えられるという説明があったが、シンプルな額の引上げにするとなぜ改修のコスト等が抑えられるのか。

⇒特定親族特別控除のように所得によって様々な線を引かれる形になると、それに伴って、プログラムで制御する改修コストがかかる。検証作業もその所得に対して適切な基礎控除が設定されているかという観点から、それだけ多くの検証が必要となりコストがかかるものと認識。また、基礎控除等の既存の制度の額の増減程度であれば対応しやすいが、新たな控除項目が導入されるような場合はシステム改修が必要となる。

・ 基礎控除について、所得税との乖離が出てきてしまっており、住民に対してなかなか答え切れないというのが実情。

・ 財政面では物価が上がっていく中で、税収が幾らあっても足りないといった状況が発生しているのも事実。ただでさえ、市税収入は歳入の半分

程度しか賄えていない中、一番構成比率の大きい個人住民税の税収が減っていくとなると、それなりのインパクトがあり、特に大規模な地方団体では大きな反響を呼んでしまう印象を持っている。

・ システム標準化後はシステムベンダー側が作ったパッケージを購入し、それを運用していくこととなるが、税制改正による改修はこのパッケージに含まれる認識。ただ、ベンダーの余力の問題や、市町村の規模によっては異なる仕組みを導入せざるをえないなどの事情により独自の対応をせざるを得ない実情がある。

・ 体感として、物価上昇や賃上げで税収が伸びれば、その分、財政需要・行政コストも伸びる。ただし、人件費などのコストは全国軸で動く一方、税収とリンクする賃上げは各地方軸であり、コスト増を税収増でカバーできるのかもしれないが、気になる点である。なぜ、基礎控除の引き上げを所得税が行い、住民税が行わないかについては、住民はどちら同じものだと考えている。自治体の事務負担やシステム改修コストの増では住民に響かないのではないか。地域社会の会費であることが住民に積極的に説得力を持って納得いただける理屈となるのではないか。

・ 基礎控除の引上げによる減収は均等割の税率引上げによって対応することも考えられるのではないか。そうすることで他の税目に影響を与えずに済む。

・ 「地域社会の会費」的な性格が所得税と連動しなくていい根拠となると思うが、これを突き詰めると、そもそも所得控除全般が要らないとう結論に至るのではないか。また、基礎控除分の部分をＣＰＩに連動させるのであれば、配偶者控除は連動させなくてよいのか、という議論になり、現実的な段階にはないが、そうした観点からも所得控除は不要という結論に至るのではないか。

　一方、「地域社会の会費」的な性格といった理屈だけで生存権を守るための生活最低費を考慮しなくていいということにはならず、現状の個人住民税は応能負担で補正していると考えられる。その地域で最低限の生活が保障されているならば、必ずしも基礎控除をＣＰＩに連動させる必要でないのではないか。一方で、厳密に考えた場合、その地域ごとの生活最低費の差を考慮した、地方団体ごとの基礎控除が必要となるのではないか。

・ 非課税限度額について、生活保護基準額と機械的に連動する必要はないが、一定の連動、比例関係は必要ではないか。また、「地域社会の会費」的な性格という説明は、一定の対価性を連想させ、減税圧力にもつながっているのではないか。

・ 個人住民税の控除を国税とどこまで連動させるかについては、その見合いの行政サービスも連動することをしっかり言わなければ、国民からは同じ税金の控除に見えてしまう。地方団体の立場からは、サービスは絶対に提供しなければならない前提で減収は困るという説明があったが、減収を行うのであれば、一定のサービスは止まるといった連動がなければ、地方団体の財政の基本的な考え方が成り立たないと思料する。国は国、地方は地方だと思うので、その点、どのような説明がありうるか。

・ システム改修については、時間とコスト両方の課題が交じっているように感じた。大規模団体と小規模団体、標準化している団体としていない団体といった観点で分析すると、基礎控除引上げの際の制約がより明確になるのではないか。

・ 今回の所得税の基礎控除の見直しは、累進税率がある中でインフレによるブラケットクリープに対応する見直しという性質がある。その意味では、国税では累進税率があるのに対し、地方税ではブラケットクリープの表れ方が違うというところは主張できるのではないかと思料している。海外でも様々な対応の仕方があるため、その点も参考にできるのではないか。

・ 所得税の基礎控除の見直しは、毎年だと企業の実務対応が難しいという観点から、２年に一度に落ち着いたと理解している。仮に個人住民税が３年に一度となると、自社システムをつくっている企業が多くある中で、見直しのある年が多くなる。実務負荷について猶予を置くのであれば、非課税限度額の見直しと合わせて５年に１度とする考え方もあるのではないか。

・ 基礎控除関係の政治の議論はものすごい勢いを持っており、どのような結論となるか見通すことが難しい。個人住民税の基礎控除を所得税と同様の幅で引き上げるとすると、地方に多大な減収が生じることから議論

が進まなくなる。そのため、基礎控除を動かさないロジックを見つけようという発想でいる。

（以上）